

議会運営委員会要点記録

○開会日時 令和3年12月14日(火) 午前10時

○場 所 伊東市役所第2委員会室

○出席委員 6名

1番	佐藤周君	2番	長沢正君
3番	四宮和彦君	4番	青木敬博君
5番	中島弘道君	6番	浅田良弘君

○出席議員 6名

議長	宮崎雅薫君	副議長	大川勝弘君
議員	仲田佳正君	議員	杉本憲也君
〃	篠原峰子君	〃	杉本一彦君

○オブザーバー 2名

議員	石島茂雄君	議員	重岡秀子君
----	-------	----	-------

○出席議会事務局職員 5名

局長	富士一成	局長補佐	森田洋一
係長	鈴木綾子	主事	福王雅士
主事	野田昌伸		

○会議に付した事件

- 1 意見書について
- 2 市議会12月定例会最終日の運営について
 - (1) 前副議長に感謝状の贈呈について
 - (2) 採決の方法について
 - (3) 人事案の取扱いについて
 - (4) 意見書の取扱いについて
 - (5) 追加議案の取扱いについて
 - (6) その他
- 3 その他
 - (1) 次期3月定例会の頭出しについて
 - (2) 視察旅費の削減について
 - (3) その他

かるところはある。問題としては、このインボイス制度自体は、国の税賦課権限を考えれば、税金を納めなければならないのは当たり前の話であるので、制度自体を否定する話ではないであろうと思う。引っかかっているところとしては、この中止という言葉はどう定義するのかというところしかないと思う。この制度を廃止せよと言っているのであれば、反対する方々の意見というのも納得するところはあるが、中止という言葉は、取りあえず今はこのタイミングで実施するのは止めるということではしかないのであるから、そうであれば、反対する方々もそれについては理解するところという意見であるから、要は、これだけのコロナ禍で、中小事業者が非常に疲弊している中で、例えば大企業からの発注を受けた際に、このインボイス制度に登録していないならば取引しないと切捨てが起ると。弱者が切り捨てられてしまうようなことになりかねないという危機感から出されている陳情であると思う。それでは、そういう切捨てが起らないという制度的な保障があるのかといったらなければいけません。であれば、ここは一旦立ち止まらなければいけないのではないかという話でいけば、私は、この中止という言葉は、未来永劫この制度を廃止するとは捉えていないので、この文案で賛成できると考えている。

○5番（中島弘道君）我が会派も基本的には反対である。ここまでも意見が出ているが、適正な課税というのは今後していかなければいけない。今、清和会からあった、廃止ではなく中止という意味合いのことだが、コロナ禍においては、延期ならば良いのかもしれないという意見も会派内では出たが、制度の中止というこの意見書案には反対ということになった。

○6番（浅田良弘君）我が会派としては賛成の立場である。先ほど清和会からもあったとおり、中小・零細業者等が登録しないがために、取引を中止されてしまうおそれがあるということで、市内の事業所もこのインボイス制度には危機感を持っているということを実際に私も聞いている。現状のコロナ禍では中止ということで、今回の意見書案には賛成である。

○オブザーバー（重岡秀子君）実施の中止を求める意見書ということである。私も基本的には賛成であるが、できれば文言を変えて、このコロナ禍で行うことに対して延期を求めるぐらいでまともであればいいという意見も持っていた。なぜかという、今、市内の業者の実態を見ると、免税業者が5割以上いて、6割から7割近い業者が対象になるのではないかと。インボイス制度の始動が2023年からなので、期間的にはもう準備には入っているわけであるが、やはり皆さんの多数の意見で一致できるなら直して提出できないかなと。議会事務局のほうも提出者と話をしているようなので、その辺でも無理なのかというのを少し聞きたいとも思う。

とにかく、市内経済のこと、現実的に市内の業者さんのことを考えると、市議会がこれを反対するというのはまずいのかなというのが私の意見である。

○オブザーバー（石島茂雄君）これには大賛成である。この間も言ったが、私はこのインボイス

制度の大前提となる消費税、これ自体が完全な不平等税制だと思っている。低所得者になればなるほど全てのものに負担がかかるわけである。買い物に対する罰金であるので、当然これは廃止すべきであり、今回のはその延長線上にあると思っているので、当然この意見書に賛成である。どう考えても現状はデフレである。お金が足りないわけである。本当に国が国民を救っていくのであれば、貨幣発行してお金を回して、一方で減税をしてダブルで行っていかないと、このデフレから抜け出せないと思う。今、市内で免税業者は70%を超えている。こういう人たちがなぜ持ちこたえているかというと、自分の店舗などでぎりぎりで生きているわけである。国からすると、こういう人からも漏れなく税金を取るというスタンスであるとしか思えない、救うとは思えないのである。そういう意味で私はこの意見書に賛成である。

○委員長（青木敬博君）意見調整のため、暫時休憩する。

午前10時10分休憩

午前10時12分再開

○委員長（青木敬博君）再開する。

ただいまの協議の結果、提起された意見書案については全委員からの賛同が得られていない。したがって、提起された意見書案については、最終本会議に提出しないことといたしたい。これに、ご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

以上で、日程第1、意見書についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを議題とする。

(1) 前副議長に感謝状の贈呈についてから、(6) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）市議会12月定例会最終日の運営について、順次、説明する。

まず、(1) 前副議長に感謝状の贈呈についてである。今定例会初日に議決いただいた発議第8号に基づき、本会議最終日の冒頭、議事に入る前に、前副議長に感謝状の贈呈をお願いする。前副議長には、ご登壇いただき、議長からの感謝状の贈呈を受けた後、ご挨拶をいただくということをお願いする。

(2) 採決の方法についてである。資料3ページの付託議案審査状況一覧に基づき説明する。付託案件は、条例4件及び補正予算4件の合計8件で、各所管常任委員会において、いずれも

原案を可決すべしとの決定をいただいている。本会議における採決の方法について、順次、説明する。

まず、常任総務委員会へ審査を付託した、市議第 2 1 号 押印の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例、市議第 2 3 号 伊東市国民健康保険条例の一部を改正する条例、市議第 2 4 号 伊東市新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給に関する条例の一部を改正する条例及び市議第 3 2 号 令和 3 年度伊東市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）以上、条例 3 件及び補正予算 1 件については、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。4 件一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、採決は 2 つに分け、まず、市議第 2 1 号、市議第 2 3 号及び市議第 2 4 号の条例 3 件を一括で、次に、市議第 3 2 号の補正予算をそれぞれ挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、常任観光建設委員会へ審査を付託した、市議第 2 2 号 伊東市手数料徴収条例の一部を改正する条例及び市議第 3 0 号 令和 3 年度伊東市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）以上、条例 1 件及び補正予算 1 件は、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。2 件を一括上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、それぞれ挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、常任福祉文教委員会へ審査を付託した、市議第 3 1 号 令和 3 年度伊東市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）の補正予算 1 件は、全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程し、委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いしたいと思う。

次に、各所管常任委員会へ審査を分割付託した、市議第 2 9 号 令和 3 年度伊東市一般会計補正予算（第 5 号）である。各常任委員会において、いずれも全会一致で、原案を可決すべしとの決定である。上程し、各委員会審査報告、質疑、討論の後、挙手による採決をお願いしたいと思う。

続いて、債務負担行為の補正予算の決定をいただいた後に、討論、採決を行う扱いとさせていただいている指定管理者の指定に係る単行議案 2 件について申し上げる。市議第 2 5 号 伊東市健康福祉センター（健康福祉施設）及び桜木デイサービスセンターの指定管理者の指定について及び市議第 2 6 号 伊東市介護予防拠点施設の指定管理者の指定については、質疑は 1 2 月 3 日の本会議において終結しているので、上程後、討論から入り、挙手による採決をお願いしたいと思う。

続いて、(3) 人事案の取扱いについてである。資料 4 ページをご参照願う。市選第 3 号 固定資産評価審査委員会委員選任の同意について及び市諮第 3 号 人権擁護委員候補者の推薦についてである。これら人事案件 2 件については、1 1 月 2 4 日の本委員会において説明したと

おり、市長の説明の後、申合せにより、質疑、討論を省略し、挙手による決定をお願いしたいと思います。

次に、(4) 意見書の取扱いについてである。今定例会で提案された、陳情に関する意見書案については、先ほどの協議の結果、議案として上程しない取扱いとなるのでご了承願う。

次に、(5) 追加議案の取扱いについてである。昨日、市議第33号 令和3年度伊東市一般会計補正予算（第6号）を提出したい旨の申出が議長にあり、昨日の代表者会議では、本日、議案を配付するという説明をさせていただいたが、昨日、国の方針で年内に10万円の一括支給が可能であるという見解が示されたことから、本日、改めて副市長から、本市としてもそのような対応をしたい旨の申入れが議長にあった。本日提出を予定していた議案に関しては、明日の朝に改めて議案を提出させていただきたいとの申出があったので、ご了承願う。なお、本議案の取扱いについては、議事日程にあらかじめ組み込んだ日程としての取扱いをお願いしたい。順序としては、人事案件の前に組み込み、上程後、当局の議案説明、質疑、討論の後、即決の扱いとし、挙手による採決をお願いする。また、本会議における審議については、区分することなく全般について行うこととしたいと思うので、ご了承願う。

最後に、(6) その他である。討論通告についてであるが、討論を行うと決めている議員におかれては、発言通告書の提出をお願いする。

以上で、市議会12月定例会最終日の運営についての説明を終わる。よろしくご協議のほどお願いする。

○委員長（青木敬博君）まず、(1) 前副議長に感謝状の贈呈について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

前副議長に感謝状の贈呈については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 採決の方法について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

採決の方法については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) 人事案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

人事案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(4) 意見書の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

意見書の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(5) 追加議案の取扱いについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

追加議案の取扱いについては、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(6) その他での討論の通告について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

討論の通告については、説明のとおり、ご了承願う。

そのほかに、12月定例会最終日の運営について、委員から何かあれば、質疑、意見を伺う。

発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で、日程第2、市議会12月定例会最終日の運営についてを終了する。

○委員長（青木敬博君）日程第3、その他を議題とする。

(1) 次期3月定例会の頭出しについてから、(3) その他まで、事務局長から説明いたさせる。

○事務局長（富士一成君）その他の(1) 次期3月定例会の頭出しについてである。資料5ページ

をご参照願う。試案として、2月21日（月）の開会を提案させていただきたいと思う。2月21日開会となると、2月14日（月）告示、15日（火）議会運営委員会となる。詳細は、開会前の本委員会で協議、決定いただくことになる。

次に、(2) 視察旅費の削減についてである。コロナ禍における対応として、委員会による行政視察については、今年度は中止とすることを既に決定している。あわせて、個人調査活動に関しても、例年並みの実施は厳しいものと勘案することから、昨年度と同様に、一人当たり、5万円の個人調査活動旅費を残し、合計で300万円を3月定例会において減額補正することを提案させていただくものである。ご協議のほどお願いする。

最後の、(3) その他は、事務局からはない。

以上で説明を終わる。ご協議のほど、よろしくお願いする。

○**委員長**（青木敬博君）まず、(1) 次期3月定例会の頭出しについて、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

次期3月定例会の頭出しについては、説明のとおり2月21日（月）とすることにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(2) 視察旅費の削減について、質疑、意見を伺う。発言を許す。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

視察旅費の削減については、説明のとおり決定することにご異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）ご異議なしと認め、さよう決定した。

次に、(3) その他について、事務局からはないとのことであるが、委員から何かあれば質疑、意見を伺う。発言を許す。

○**3番**（四宮和彦君）視察旅費の削減についてだが、既に使っている人は5万円残っているわけではないという話は言っておかないといけないのではないか。

○**議長**（宮崎雅薫君）実際には3月の補正予算までは残っているわけだが、既に常任委員会の視察は中止をするという申合せをしたので、その分の1人12万円分は使えない。個人視察の関係は、各議員8万円あるが、今回は年度末に向けて5万円を限度にその中で企画をする人はしてもらおう。ただし、既にリモートなどの研修に参加している議員もいるので、その人はこれか

ら5万円ではなく、使った分を含めての5万円というような取扱いである。この300万円は不用額とするのではなく、3月の補正の財源にしてみらうということで皆さんにお願いをしたところである。

○**オブザーバー**（重岡秀子君）既にリモート研修などを行った方が不都合がなければいいが、そういう方がもう一つぐらい何か研修に行きたいとなった場合は可能なのか。

○**議長**（宮崎雅薫君）各議員が使える金額というのは平等であり、最大5万円ということである。既に使っており、もう5万円が残っていない方は、申し訳ないが企画はできないということになる。残りが3万円しかない方が別の研修などに参加したいという時は、事務局のほうに相談していただき、やり繰りをするような形でお願いしたい。

○**オブザーバー**（石島茂雄君）個人視察の関係だが、基本的には今はどこに行ってはいけなことはないが、なるべく近隣で済ませたほうがよいという話であると思うが、行きたいと思う研修が大阪辺りである場合などはどうなのか。

○**議長**（宮崎雅薫君）本市議会の場合は、新型コロナウイルス等感染症対応マニュアルを申し合わせて作っているので、その最新版の内容を見ていただき、宣言などが発令されているような地域には行かない。もちろん、相手もあることなので、相手の了承もいただき、公共交通機関などを利用する場合のルールやマナーなど、最近もマスクのことが取り上げられたりしているが、そういったことも遵守していただき、選定をしていただきたい。

○**委員長**（青木敬博君）ほかに、質疑、意見はないか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長**（青木敬博君）質疑、意見なしと認め、質疑、意見を終結する。

以上で日程第3、その他を終了する。

○**委員長**（青木敬博君）以上で日程全部を終了した。

これにて閉会する。

○**閉会日時** 令和3年12月14日（火）午前10時30分（会議時間28分）

以上の記録を認める。

令和3年12月14日

委員長 青木敬博